

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、愛媛県政課題調査業務（以下「委託業務」という。）を、別添愛媛県政課題調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託料として、次項に規定する基本委託料から第3項に規定する委託料減算額（消費税及び地方消費税の額を含む。）を減算し、委託業務の実績に応じた金額を支払うものとする。

2 基本委託料は、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

3 委託料減算額（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、次の各号のいずれか小さい金額とする。

(1) 金_____円×（476－アンケートを実施した設問数）／476〔小数点以下の端数切り捨て〕

(2) 金_____円×（28－アンケートを実施した回数）／28〔小数点以下の端数切り捨て〕

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金_____円とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（業務遂行上の責任者）

第8条 乙は、委託業務に関して甲と連絡調整等を行う業務遂行上の責任者を定め、業務従事者等名簿（様式第1号）を甲に提出するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

（調査実施状況の把握等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（調査の報告及び完了検査）

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書（以下、「完了報告書」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払い）

第11条 前条第2項の検査終了後、甲は、乙からの支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

（支払い及び検査の遅延）

第12条 甲は、その責めに帰すべき理由により、前条の期間（以下、「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかったときは、約定期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）による割合を乗じて計算した額の遅延利息

を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、第10条第2項の検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（以下、「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第13条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対しその補償を請求することができないものとする。

（費用負担）

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（契約外の事項）


第18条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広 

乙



様式第1号（第8条関係）

業務従事者等名簿

令和 年 月 日現在

1 総括責任者

職名	氏名	備考

2 業務従事者

職名	氏名	備考

(注) 内容に変更が生じた場合は、速やかに提出すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。